

## 【意見交換会】

～キー・ノート・スピーチを題材として～

コーディネーター 岩名 秀樹 氏

パネリスト

和歌山県議会議長 吉井 和視 氏（「視」の字の偏は 正しくは「衤」ではなく「示」です。）

和歌山県議会議員 中村 裕一 氏

東京大学名誉教授 大森 彌 氏

名城大学法学部教授 駒林 良則 氏

松山大学法学部教授 妹尾 克敏 氏

福岡大学法科大学院教授 村上 英明 氏

全国都道府県議会議長会事務総長 襲田 正徳 氏

岩名会長 それでは、引き続き、意見交換会に入らせていただきます。

先程キー・ノート・スピーチとして、和歌山県の吉井議長さんから紀の国森づくり税条例についてお話しをいただきました。このことで特徴的なことは、今の自治体議会で、少なくとも都道府県議会で初めて、議会主導で県民への負担を求める新税の条例制定に踏み切ったということでございます。

そもそも課税と議会の関係というものは密接なものがありまして、議会政治の発祥の地であるイギリスの議会史を見ておきますと、議会というものは王様のほしいままに課税をしていたものを制限するために成立をしてきたという経緯がございます。この古典的な議会の発祥から考えますと、議会は、執行権を持つ者が市民へ課税しようとする行為を制限するための機能を持っていたとすることができると思います。

しかし、現代のイギリスでは、それぞれの自治体がどの程度のサービスを市民に提供するか、そしてその財源としてどの程度必要か、だからどの程度の負担をいただくのかといったことを議会の議論の中で決めております。つまり、市民の受益と負担の関係を議会のフィルターを通して決めていくということでございます。そういう意味で、古典的な議会の機能を超えて、現代の議会はその性格を変えており、税金は少ないに越したことはないという論理だけではなく、必要なサービスには相応の財源をとということをイギリスの自治体議会では議論をしているのでございます。

翻って我が国の自治体議会のこれまでの経緯を見ておきますと、平成12年の分権改革以前の中央集権的な体制の中で、議会は極めて限られた権限、また議員自身も限られた権限しか与えられていないという意識の中で、知事の政策の追認機能的な役割を余儀なくされてまいりました。先程、和歌山県議会の議長さんからのお話のあった紀の国森づくり税条例の取組は、これまでの議会、議員の意識に風穴を

あけるものとして、すばらしい取組ではないかと考えられます。

しかし、税とは県民の負担を求める、いってみれば痛みを伴うものであり、新税の創設といった事案にこれからの議会はどのようなスタンスで臨んでいけばよいのか。また、このことは県民と議会の関係のあり方、また知事と議会との関係のあり方とも深くかかわる問題だと思うのですが、そのへんのことを含めて、本日おいでいただいております先生方に、まずはお一人ずつ5分程度でご意見を伺いたいと思います。

また、会場においででの全国の都道府県議会議員の皆様とも一緒に議論を進めてまいりたいと考えております。

まずは大森先生から、よろしくお願いいたします。

## 【パネリスト】

東京大学名誉教授 大森 彌氏



こんにちは。大森でございます。地方議会の充実・強化なしに我が国の地方自治は絶対によくなれない、ひたすらそう思っている一人としては、本日の先程のお話は大変うれしいというか、心強くいたしました。

5分でございますので、箇条書き風に私の評価というか、私はすばらしいと思っていますので、それを申し上げます。

第1点目は、今回のこの税条例の意義は、第一次地方分権改革の自主課税権の行使になっています。新しい分権時代を議会こそが行使したということに歴史的意味があるというふうに思います。

2番目に、この税源について、取りやすいところから取るのではなくて、広く住民税にしている。しかも、個人割でお願いしている。最も広く住民の問題として投げかけた。つまり税条例の税源を住民税

にした。従来、この個人分、住民税の均等割はどうやって値上がってきたか。ほとんど旧自治省、現在の総務省の人たちが法律上、上げると、みんなが追随して上げただけなのです。今回は和歌山県等の議会がみずから手で税について住民に問いかけた。これは画期的な意義があると思います。

3番目は、森林に目を向けていた。これは税そのものを作り出すときに、あるいは増税を住民にお願いするときに、自分たちの地域に根差したものについてしっかりした視点、目線がある、そこで税とつなげたということは非常に重要なことを私は意味していると思っています。すべての自治体でそれが行われるわけではなくて、自分たちの地域に目を向けながらこれをおやりになったということが、非常に素晴らしいことではないかと思います。

第4点目は、実は、本日は議長さんのご報告ですけど、普通は知事さんが来てやるんです。自分がこうやっていいものを作ったって。ほとんどの手柄が知事さんになっているでしょう、今まで。情けないことに。今日は議長さんが自分の実績を語っておいでになるんです。これはどういう意味かということ、実は議会の議員さんたちが住民に対しては説明する側に回っているということなのです。和歌山市議会は反対しましたから、今回の税条例については。だから、きつかったはずなのです。議会が出して住民の中に入っていったら、住民は反対しましたから。つまり説明する側に一身を置いてみた。大変なのです。他の人が出してきたものについて、あれやこれや物言うなんて、そんなに大した能力じゃない。自分で作って自分で説明して条例を作りあげる、この能力こそが政治家としての能力です。行政の、実務者の能力じゃなくて、これこそがふさわしい議会の議員さんの能力です。これが政治なんです。これまでの都道府県の議員さんたちは政治をおやりになっていなかったんです。首長さんが出してくることについて、ほとんど追認してきた。この程度の能力でよく議員さんを名乗っておいでになったか、ということを見ると嫌われますので、以上でコメントをとりあえず終わりにします。

岩名会長 ありがとうございます。

次に、襲田事務総長お願いいたします。

## 【パネリスト】

全国都道府県議長会事務総長 襲田 正徳 氏



全国議長会の襲田でございます。日頃大変議会改革に熱心に取り組んでおられる三重県の議会と議会改革推進会議が、非常に短期間の間に、しかも東京でこれだけ盛大なシンポジウムを開催されるということで、心から敬意を表します。また、私も日頃皆様にお世話になっておりますが、パネリストの一名に加えていただきまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

和歌山県議会におかれて議員提出条例でこの税条例を作ったということにつきましては、今、大森先生からお話のあったとおりでございます。課税自主権を行使したということはまさに地方分権時代において議会がやるべきふさわしい行動というか、一つの政策的な実践ではないかと思っております。

時間も限られておりますので、私は議員提出条例という角度から、主に3点につきまして申し上げたいと思います。

私どもの調査によりますと、どれくらい議員提出条例ができているかということでございますが、平成11年から17年まで7年間をとりますと、提出自体はちょうど1,000件提出されておまして、うち912件が可決成立をいたしております。

その中身を見てまいりますと、議会自身に係るものを除きまして、それ以外の政策的な行政関係条例とか、あるいは基本計画を議決事件に入れるというような、議会の権限を拡大する、強化するような関係の条例、それを全部含めまして広い意味の政策的な条例といいますと、99件成立がされております。一部改正条例も含まれますけれども、99件。ですから、年間に直しますと約14件ということでございまして、3割の県が年1本の議員提出条例を成立させているという計算になるわけでございます。

傾向としても近年増加傾向にありまして、これは明らかに地方分権時代になりまして議員の方の意識が変わってきている、また、恐らく能力的にも相当向上しているのではないかと考えております。

この議員提出条例につきましては当然いろいろな考え方がございます。いろんな要素によって違います。例えば議会内の会派の構成、特定会派が非常に大多数を占めているというところは通常の活動の中で、恐らくそれは与党ということとオーバーラップするでしょうから、いろんな形で執行部の方にその意向が反映できるということ、要望を実現してもらっているということもあって、それ程議員提出条例にこだわるわけではないかもしれない。必ずしもそうでもないんですけども。それから、複数会派が拮抗しているような議会ということも一つの要素の違いなのかなと。それから、先程ちょっと申し上げました知事に対しまして与党であるのか、あるいは野党であるのか、それから、ベテラン議員が多いのか、あるいはどういう考え方をとっているのか、若手議員、特に都会派の議員が多いのかどうかというようないろんな要因がありますので、それに応じていろいろな考え方もあり、一概にこうだということとは言えないと思います。

じゃ、おまえはどうかということですが、ここでは3点申し上げたいと思います。

第1点でございますが、私は、議員提出条例の制定というのは、議会の政策立案なり決定機能の発揮の重要な一部であると思っております。言いかえれば、議会として政策面でイニシアチブを発揮していく、政策を実現していく上で、非常に有力な手段ではないかと考えております。

先程ご発表のありました和歌山県さんの場合には、目的は森林環境の保全なり森林と共生する文化の創造ということでございます。当然、そういう大きな目的を実現するためには単に県民税均等割の超過課税だけではできないものではないわけございまして、ほかのいろんな事業予算とか計画など行政手法としてもいろいろあるわけですね。それを総合的、有機的に進めていく必要があるわけでございます。

そうしたいろいろな関連する施策なり事業がある中で、この条例をどう活用していくかと。単年度では2.6億円、5年間の基金積立は13億程度になるわけでございますが、これをどう活用するかと。多いと見るか少なく見るかはあると思いますが、いずれにしてもこれをどこかの分野に、選択と集中という言葉がありますけれども、効果的などころに使う必要があるわけですね。1つの建物なり大きな構造物を変えようと思えば、どこが支柱、柱であるのか、あるいはポイントであるのか、大きな物事を動かすそのてこの部分はどこなのかということをよく洞察をして、恐らくそこに集中的に資源を集中していくという戦略的発想がよいのではないかと思います。それは多分これから委員会で検討するんでしょうけれども、そういう政策目的とそのキーポイントを押さえるという点が1つあると思います。

それから、条例の制定自体は当然出発点ございまして、その後、通常ですと条例の執行に必要な規則を定めるとかマニュアルをどうするか、いろんなことがぶら下がってくるわけです。今回の場合は余りそういう点はないのかもしれませんが。大事なことは、議会が条例で意図したことが本当に正しく実施されるか、実行されるかということでございます。そのプロセスをよく監視あるいはフォローする必要があると思います。

何事もそうですけども、始まる前に議論したことと実際やってみると相当違ってくるということが多

いわけでございます。当然、議提で条例を制定すれば制定責任というのがあるわけございまして、それが実際にどういうふうに執行され、効果を上げているかというその実績の評価とか検証というのが欠かせないと思います。

通常、「政策の過程」としてはよくプラン・ドゥー・シーというふうにいいますが、三重県さんの場合にはそこにディサイドという、プランとドゥーの間に政策決定というディサイドというコンセプトを入れておられますが、プラン・ディサイド・ドゥー・シーという1つのサイクルがあるわけですね。二元代表制ですから、そこに議決機関である議会と執行機関である長の方、執行部とがかむわけですね。そのかみ方、組み合わせ方、かかわり方というのがいろいろあると思います。バリエーションがあると思います。単純に言えば、政治の部分は議会がやって、執行、行政の部分は執行部の方がやるということなんですけれど、物事はそう単純ではありません。けれども、和歌山県さんの場合には、通常、議提でやろうとすると予算も制約があるし、そんなことできませんとかいろいろ執行部から圧力がかかるとありますが、幸い、ちゃんと財源を確保してこういう政策をやれということを決めたわけですから、私は、執行の過程にも議会として意向を十分反映させるべきであると思います。

それから、第2点目でございますが、これも先程吉井議長さんからお話がありましたが、議員提出条例の制定というのは議会改革の一環であると思います。議会を活性化させる大きなツールであると思います。

大森先生からお話がありましたように、条例を提出するまでには議員同士の討論あるいは合意形成というのが不可欠なわけですね。長の方は独任制ですから、これは自分が決めれば部下は従ってやりますけれども、議会は合議体ですから、どうしても時間がかかる。大変なエネルギーが要るわけですね。議員さんも、今までは執行部に対する追及一本やりであったのが今度は説明責任があると。どういう理由なのか、まず必要があるのか、次にそのためにどういう方策が有効なのか、その適法性、法律上はどうかとか、いろんなことを説明しなければいけません、議員の鋭い質問に今度は答えなければいけませんということで非常に大変ですけども、そういう過程からいろいろ勉強してくる。

それから、実施ということになると、これは議員さんはやったことありませんから、当然執行部からいろいろ聞くわけですが、物事を進めるためには人も要れば組織も要る、お金も要るわけですね。特に、今回は関係ありませんでしたが、条例を作るとなると、本当にその実効性を確保することになりますと罰則をつけなければいけないことがあります。そうすると、検察とか警察と事前協議しないとその実効性が担保されませんから、それも大変なエネルギーが要るわけでございます。しかし私は、苦勞は多いと思いますけれども、それなりの見返りというか、得るものは多いと思っております。

吉井議長さんのお話にもありましたように、この過程で住民や関係団体の方々と話をする、議論をするという中で、今までは何となく見えにくかった議会の活動がリアルに住民から見えるということになるわけですね。やっぱり議会がいくらよいことをやっても、それが見えなければしょうがない、わ

かってもらわなければいけない、そして、できれば住民を引きつけるようなことをやっていかなければいけないわけですが、そういうためにも、みんなの見えるところで議論を進める、議会活動をやるというのは非常に大事なことだと思うのです。

恐らく、執行部よりは議員さんの方が、住民の心を形にする、条例にするということはやりやすいだろうと思います。多少粗削りのところはあるかもしれませんが、住民の気持ちを見えるような形で条例を作るというのは、多分議員さんの方が上手だろうと思います。

最近の例ですと、沖縄県がこの3月議会で「しまくとぅばの日」というのを決めたんですね、議員提出条例で。というのは、離島県で非常にいろいろな言葉がありますけども、その地域の文化の集約されたのがその地域の言葉、大森先生の言われる地域言語であるわけですね。それで、「くとぅば」というのは「言葉」のことなんですけども、ごろ合わせで9月18日をしまくとぅばの日という日に定めて、その日を中心に普及促進のためのいろんな行事をする市町村や関係団体の協力も得るとい、単純といえば単純な条例ですが、私は県民の気持ちからすると非常によいことをやってくれたと。今、島の独自の言葉が失われていく、地域の文化がなくなっていく中で、そういうことを定めて島の言葉を振興していこうということは、非常に私は住民の気持ちを受けとめた、よい条例ではないかと思っております。

つまり、言いたいことは、議員提出条例の制定を通じて政策立案・決定機能、それから批判・監視機能、住民代表機能、この3つが活性化をし、相互に影響しあい、よいサイクルになる、良循環になると私は思っております。

それから3点目、短くいたしますが、議員提出条例には、各県独自のスタイル、やり方があってよいと思います。たとえば、議員提出条例を提案するまでの検討組織、住民の意見の反映方法、不足する知識の補充方法、法令の自主解释权の行使などです。

以上です。すみません。長くなりました。

岩名会長 ありがとうございます。

次に、駒林先生、お願いします。

## 【パネリスト】

名城大学法学部教授 駒林 良則 氏



私は今日ここに呼ばれましたのは、私、行政法をやっておりまして、特に今、地方自治法を勉強しているわけですし、地方自治法を勉強している行政法学者は余り地方議会に関心を持ってきませんでした。私もその一人だったんですけれども。ただ、地方議会の性質とかそういったいろんな事柄については非常にわからないことが多かったので、いろんなきっかけで勉強してみようと思ってやってみて、その過程で三重県議会さん、いろいろお世話になっていて、それがここにいる一つの理由です。

もう一つは、最近まとめたものを「地方議会の法構造」として、今日、受付のところでパンフレットを置かせていただきました。もしよかったらパンフレットで見ていただいて、ご関心あるならば、ぜひご購入いただきたいんですけれども。やはり地方分権ということで行政法学においてもいろんな角度から検討しているわけなんですけれども、まだまだ地方議会というのに限って関心を持ってるのは余り少ないわけで、そういう面からも今日はここに呼ばれたのかなと。本当は偉い先生がいっぱいおられますので、余り何もしゃべることはありませんし、今、大森先生、襲田先生おっしゃったのもう大体尽きているのかなと思っているんですけども、私の考えを幾つか、やや関連して、あるいは重複して申し訳ないですけれども、森林環境税ですね、それにかかわってお話というんでしょうか、意見を言ってみたく思っております。

それで、前々から議員が提案される議員提案型の政策条例というのが、やはり先程もお話もありました、非常にいわゆる議員の教育的な効果、影響って非常に大きいだろうということです。このような政策条例というものは、たくさん作られることによって、議会がいわゆるその自治体の政策の形成に主体的にあるいは主導的にかかわっていく大きなチャンスであろうということがあられるわけです。

ただ、やはり知事さんの中では、政策の立案というのは議会の方じゃないだろうと。我々の方だ、執



行機関の方だという認識はまだまだ非常に強いんじゃないかと。そういうところに風穴をあけるような議員提案型条例って非常に画期的で、ぜひそのあたりを推進していただきたいと思っているわけなんですけれども。

執行機関がそういう政策形成機能を持っているということは当然として、そうすると、我々行政法学的なところでいきますと、そうすると議事機関としての議会というのは同じような政策形成機能であっているのかどうかということですね。そのあたり、先程少しそういう話も出てきましたけれども、何か違いが出てくる、あるいは出るべきなのではないかという感じですね。ただ単に執行機関と同じような政策形成能力を図っていくためには、結局事務局などが同じような力を持っていかなければならないというような、そういうようなところで対等のところまでいってしまうおそれがあります。これはやはりちょっと制度的には違うのではないかというのが私の考え方です。

その議員提案型の政策条例について、議会なりに、その制定のための何らかの共通ルールが、今後増えてくれば必要になってくるのかなと。今、襲田さんがおっしゃったようなこととかかわってくるんですけれども、1つは、議会が主導的に政策条例を作るといった場合に、執行機関の側が、やはりそれを執行するわけですから、その意見をどのようにそれに反映させるのかということルール化すべきかどうかという、あるいは手続的にもそのあたりの問題を保障すべきかどうかということが1つ行政法学的には関心のあるところですよ。

いってみれば、インフォーマルに、非公式には執行機関側の意見が反映された形で議員提案型条例にあっても出てるんだろうと思いますが、この執行機関側の意見をフォーマルな形で反映させるべきかどうかということがちょっと1つ思ったところですよ。

もう一つは、先程お話がありましたように、作った条例とそれを執行する側の長の規則の整合性をどのように担保するかという点です。要するに、条例を作った趣旨と違うような執行のための規則が長の側で作られた場合に、議会としてどのような対応をすべきなのか。あるいは、規則が作られた段階で、これ議会は法制上チェックできないかもしれませんが、そこをどうクリアしていくのかという点が気になっています。

それから、3番目は、先程森林環境税でお話がありました、いろんな形で住民の意見を取り込むという、パブリックコメントなんかいろいろやっておられますけれども、そういう住民の意見の聴取手続を議会がルール化すべきかどうかということですね。そういうルール化的部分といいたししょうか、そういう部分をその議会なりにですよ、その議会なりに作っていくべきということが将来出てくるんじゃないかということに関心を持っております。 多分5分でおさまっていると思います。以上です。

岩名会長 ありがとうございます。

次に、妹尾先生、お願いします。

## 【パネリスト】

松山大学法学部教授 妹尾 克敏 氏



松山大学の妹尾でございます。

まず、なぜ私のような田舎者がここにいるかということを一言だけ説明をさせていただきます。

昨年の1月、四日市で開かれましたシンポジウムに呼ばれたのも私が住まいをしております愛媛県の松山市の松山市議会が議会改革についてやはり取組をされておりました、白眼視される中で、三重県議会の議事堂をお手本にして対面型のものなどももうお作りになりました。なお、白眼視される中というのは、住民の皆さんがということではなく、市役所の市長部局の職員がということです。つまり、実は、醜いアヒルの子状態の自治体議会がぼつぼつと生まれている、その中の一つに松山市議会があったということかと思います。

また、私自身は決して、いわゆる都道府県にしても市町村にしても、議会のことについて専門とするわけではございませんが、現在奉職をしております松山大学というところが新たに法学部を作った昭和63年以降、行政法の従来の各論というのをばらばらにしまして「地方自治法」という単一の科目を置いたんです。憲法・行政法という基幹科目を担当させるわけにいかないけども、周辺科目であれば大丈夫であろうということで、たまたま地方自治法というものを担当させていただき、もしかしたらここにいらっしゃる皆さん方のお目に触れているかもしれませんが、さる教科書出版会社から薄っぺらな「地方自治法の解説」なるものを出させていただいて、これももう既に10数年たっております。おかげさまで日々変転きわまりない改正が重ねられておりますので、現在第8訂版になっております。

そういう関係で、先程の和歌山県議会の森づくり税条例というお話を興味深く伺ったところで、早速授業のネタには使えるんだと思うんですが、言うはやすく行うは難いの典型だと思ひまして。というのが、議長さん淡々とお話しになりましたけれども、大森先生の想定をさらに超える大変なご苦勞があっ

たんではないかというふうに思います。

つまり、私のところは森も林もないんだという自治体があったり、そういう県民感情が胚胎しているところで要するに全体的な県民の負担を求める。お金もらうのはみんな好きなんです、出すのは1円でも嫌だという人が多いはずなんです。そういうところへもってきて、これをやらなきゃいけない。そして、これは襲田さんの方から言及されたかと思いますが、いわゆる森林という地域に根差した、いつてみれば公共財に着目をして、課税自主権を議会ご自身が行使された。それこそ、今まで誰もやってないから画期的であることは間違いないんですが、これを画期的だと言い続けられないように、要するにこれを一般的にしないと。つまり、森づくりの税条例それ自体は、知事部局、いわゆる長部局がお出しになったものが可決成立したものは幾つかあるかと思うんですね。それとは違うぞということをごまかもアピールをする。アピールをすることができるということは要するにそれ程同じようなものが増えないということなかもしれませんが、そういう発想の勝利だと思ひまして、非常に感心をして聞かせていただいております。

一口に政策条例という言い方をするのは簡単なんです、要するに現行地方自治法の議会を取り組む法的な枠組みを厳密に見据えたまま、その中で何ができるか。15項目ですね。96条の1項では15項目に制限列挙されている。制限列挙されているということは、次に掲げる15項目の事件は議決しなければならないという義務規定ですね。それ以外はやっちゃいけない。それ以外をやる場合にはどうすりゃいいのかというのが96条の2項に書いてあります。しかし、議会みずからが発想するというのは逆にですよ、議会として長部局が発想できない、あるいは着手できない、そういう領域というかゾーンというか、そういうものを見出すところからスタートするんだらうと思うんですね。

したがって、森づくりだけではなくて、例えば行政法学上のいわゆる自然公物である河川等々も共同で管理をすると。高さから低きに流れるというけども、都道府県域を超えて存在をするわけですよ、川なんて。そうすると、どういうものが必要なのか。そんなものは国の法律でやりゃいいんだということでは決してなかるかと思うんですね。そういう発想をもって対処をするということが今求められているのではないかというふうに思います。

松山市議会の宣伝を仰せつかってきたわけではありませんが、都道府県議会の面々よりもさらに市町村の議会の皆さんは、直接日常的に住民の皆さんのそれこそ監視と評価の目にさらされているわけです。そうすると、自分たちがこういうことをやるために箱物とかあるいは枠組みとかをこう変えるんすということの説明をして歩く、その説明をすることが日常的な組織としての議会活動の一環であるという認識をお持ちになった結果、ああいう継続的なご努力につながったんだらうと思います。

都道府県議会のレベルにおいても、先程のような形で、これから冗談ではなく都道府県がなくなって道州になったという段階で、地域あるいは地域社会というものをどのようなものとしてとらえるのか。県議会議員で終わって道州の議員として私は仕事をするつもりはないと言うんならまだしも、皆さんは

そうでは決してなからうと思しますので、先程来から大森先生以下諸先生が言われた点を含めて、今後単一の自治体議会の枠を超えた取組が求められているのではないかと強く感じております。

時間は超過したし、雑駁なお話になったかもしれませんが、ちょっと変わった自己紹介だと思っただけであればよろしいかと思ひます。

以上で終わりにさせていただきます。

岩名会長 ありがとうございます。

最後に、村上先生、お願いいたします。

### 【パネリスト】

福岡大学法科大学院教授 村上 英明 氏



福岡大学の村上と申します。私は専門は憲法で、最初は議会制度から入りましたけれども、10年ぐらひですか、住民投票を研究しておりました関係で地方議会にも関心を持って、ただ、今ロースクールの方におりますものですから、なかなか研究できないんですけども、三重県議会の県議会事務局の方々といろいろ、あるいは都道府県議長会の方々にお世話になりながら細々と研究しておりまして、その関係で今日ここに勉強の機会をいただきましたことにまずお礼を申し上げます。

私からのコメントということですが、本日の森づくり税条例につきましては今、大森先生初め諸先生方のコメントがございましたので、私の方からは、今後こういった課税条例を含めて条例を作る際の憲法解釈上の問題について2点程ポイントをです。ポイントと申しましても、実は先程、駒林先生から行政法や地方自治法で地方議会研究者が非常に少ないというお話がございました。憲法学の方も実は総体的にかなり少ない状況でございまして、これはご承知のように憲法の条文で地方自治は92条から9

5条までという一番いわゆる辺境にあるということで、統治機構の授業でも最初は国会から始めるんですけど、大體裁判所のあたりで終わりますして、地方自治までやる先生が少ないと。学生の興味がないと。先生も興味ないというようなこともあってでしょうか、これはもう本当、憲法学者の怠慢と言わざるを得ないわけですけども、その関係で、例えば地方議会についても憲法の中では専ら国会あるいは国会議員との比較の中で語られることぐらいにして、国会や国会議員には自律権もある、それから不逮捕特権、免責特権等もあるけれども、地方議会にはそれは憲法上も何ら法律上の規定もないんだから同じようには論じられないよと、それぐらいで片づけられているという状況もございます。

従来から、課税を含めて国民の権利・義務に関するこういう法規というものは専らこれは法律で定めるものであって、条例というのはせいぜい地方公共団体という一つの部分社会の、ちょっと言葉は悪いんですけども、行政命令、行政立法程度にすぎないんじゃないかと。これは行政法の方でも地方自治というのは行政組織の中でしか扱われません。それも、まず国の行政組織を論じた後で地方はこうなっていますよという程度のつけ加え程度にしか教えませんので、地方議会も地方行政組織の一機関と、これは意識的にそういうふうに思い切って言われる方はいらっしゃらないにしても、大體そういう考え方が背景にあるのではないかと思います。

しかしながら、これはご承知のとおり行政命令と条例とは大きな違いがございますして、行政命令というのは、これは法律の根拠なしには、法律の具体的、個別的な授權なしには発することができないわけですし、ところが条例というのは憲法が直接、憲法92条でも94条でもいいんですけども、直接憲法がその制定権を与えている、まさに自治体の自主的な立法であるということ、これ普通さらっと言いますけれども、やはりこのことはきちんと再認識しておく必要があるかと思ひます。

そういった消極的な見方とは別に、憲法学では、例えば本日のこの課税権につきましては、これもご承知のとおり憲法84条では租税法律主義というのがございます。法律で定めないといいないんだけど言うんだけれども、この法律の中に条例が含まれると。条例で自治体が地方税その他ですね、定めることができるということについては実は異論はないんです。その根拠としては、いろいろあるんです、学説があるんですけども、大體まとめますと、議会が住民の代表者であるということに非常に重視すると。まさに代表なければ課税なしという、そのことのあらわれだと思ひますが、私自身はさらに、自治権、これ自治権をどうとらえるかありますので固有権説をとるんですけども、自治権そのものに自主的な課税権があると、財政権が含まれるというふうに考えております。

いずれにしても、第1に、条例というのは自治体の自主法であると。課税を含み住民の権利・義務を規律する憲法から直接導かれる自主法であるということにまず一つ認識しておく必要があるかと思ひます。

次に第2に、それでは実際、条例を制定していく上において問題となるのが法律との関係ということになります。地方自治法との関係と言ってもいいかもしれません。ご承知のように94条では法律の範

困内ということが書いてございますが、もちろん最近厳密な法律先占論をとる先生はもういらっしゃいませんで、法律の趣旨の解釈によって上乘せ条例ないし横出し条例を出すのはそういうことは認められるだろうというのが通説、判例にはなっております。しかし、一般的には条例の効力は法律に劣ると。法律の方が上で法律の下に条例があるんだというのが一般的な理解かなというふうに思います。

しかし、私自身は、こういう考え方は余りに形式的で、地方自治の本質というものを無視した考え方ではないかというふうに個人的には考えております。とりわけ、この地方分権社会において、自治体に固有の自治事務領域において、やはり第一次的に責任を持っているのはやっぱり自治体ですから、その自治体が自主的にそういう問題について条例で決める、これが自然的な考え方ではないかというふうにまず思います。

ただ、実際、法律と抵触したような場合、具体的な解釈をどうするかという問題がございます。

そもそも憲法92条、地方自治の基本原則ですが、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定されているんです。これは憲法学者ってあんまり言わないんですけど、よく見てみますと、地方自治の本旨に基づいて法律で定める。地方自治の本旨というのは本来、住民自治と団体自治というふうによく言われますけれども、それぞれの自治体が自主的に考えなさいということですよ。自主的に決定する、まさに自己決定権、自己責任ということですが、それと法律という、全国一律で決めなさいということはそれ自体矛盾することであって、私はこの憲法92条、ある意味では憲法違反の憲法規範かというような気もしておりますが、しかし、そこまで読み込む必要もなくて、これもご承知のように、92条というのは当初、総司令部の案にはない規定で、日本政府側の意向でつけ加えられた規定だというふうに言われておりますし、その意味は、自治体に対する後見的配慮だったというふうに言われております。

そういうところ、そういう立法趣旨等から考えますと、私は、この92条というのは地方自治の本旨に基づくということに重点を置いて読むべきであって、法律で定めるというのは、せいぜい国がまだ十分地方自治が成熟していない自治体に対して、これはこういうことはこういうふうなこういうモデルがありますよ、これがこういう見本ですよというような大綱的なものを示したと、そのぐらいの意味を持つというふうに理解していいのではないかというふうに考えております。

そして、それが一つなんですけど、実際に法律の解釈なんですけれども、私はだから、先程いろいろ地方自治法の改正についてのいろんな検討等のお話もございましたけども、あえて地方自治法がこれが憲法違反だからどうだという、もちろん明確な形で地方自治法を改正されるのが一番望ましいですけども、私はできる限り地方自治の本旨というものに則して解釈すればいいんじゃないかなというふうに思います。

そのこれまでの一つの例としては、地方自治法94条に町村総会というのがございます。ご承知のとおりだと思いますけども、この町村総会、憲法は議会を必置機関としておりますので、その観点から言

うと、形式的には地方自治法94条は憲法違反になるはずですが、ところが、これを憲法違反と言う学者は一人もおりません。理由は、町村総会というのは最も直接民主主義的な住民自治にかなう制度だと、まさに地方自治の本旨にかなったものなだから憲法違反であるはずがないと、こういう解釈をもともととしているんですね。

したがって、私は、自治体の都合のいいようにという意味ではございません。あくまで地方自治の本旨、住民自治ないしは団体自治に沿う形で地方自治法等の解釈をすれば、それで一ついいのではないかなど。いわゆる合憲限定解釈、あえて憲法違反と言わなくても、そういう形でできるものでもあるのではないかというふうに思っております。

例えば、地方自治法に規定がない事項について、どちらかという法律に規定がないんだからできないんだというふうに消極的にとらえる向きが多いと思うんですけども、私は、もちろんそれはできないことかもしれないけど、一体どういう事柄なのかと。それをすることがやっぱり地方自治の本旨にとって必要不可欠のことであるというならば、私は積極的に、それはまさに憲法適合的に設置すべきもの、そういう規定を置く、解釈すべきだというふうに考えております。

ということで、長くなりましたが、私は、これは余りこのあたりの解釈論をやっている学者はいないんで、少数説以上に単独説かもしれないけども、私は法律と条例というのは、少なくともこの地方自治の本旨に関係する部門については、上下関係にあるのではなくて、私は並列関係、対等関係にあるんだと思います。ただ、その規律の対象が違うのではないかと。これはまさに新しい地方自治法で国の役割と自治体の役割分担というのをはっきり明確にされました。それから、地方自治法のこれは2条ですが、法令の立法原則、あるいは法令の解釈、運用というのが地方自治の本旨に基づいて行わなければならないという規定がつけ加えられました。私はこれは確認規定だというふうに解釈しておりますけども、同時にその規定は裁判規範にもなると思っております。もし住民との間でトラブルが起きた場合には、自治体と住民が争うときにはやっぱりきちんとした自主解釈というものを打ち出さないといいませんし、またもし自主解釈をめぐる国から何らかの関与があった場合は、これは係争処理等でやっぱり争うときにきちんと自分たちの考えというものを言っていかなければなりません。しかし私は、話が途切れましたが、法律と条例というのは並列で、そういうふうに考えていくべきではないかと。それぞれ地方自治の本旨にのっとる、則したものになるのではないかというふうに考えております。

以上です。

岩名会長 ありがとうございます。

今、5人の先生方からご意見をいただきましたが、各先生方のご意見を受けて、キー・ノート・スピーチをされました和歌山県議会の今日は中村裕一先生おみえでございますが、何か補足説明、あるいはまた特にご発言があればお願いいたします。

## 【パネリスト】

和歌山県議会議員 中村 裕一 氏



先程、私どもの吉井議長の方から取組についてご説明を申し上げたわけでありませうけれども、私は、推進側の自民党県議団政調会長という立場でこの取組を平成15年から取り組んでいるわけですが、取り組む途中に思ったことは、記者発表をしてもほとんど取り上げてもらえないということに気がつきました。これはもう森林環境税というのは他府県ではもう既に導入されているということもあったのかもわかりませうし、議論はしているだろうけども、すぐにはやらないんじゃないかというふうに思っていた人たちもいるでしょうし、あいつらは議論はしているけども、ようやらんだらうというふうに思っているという意見もありました。それならやってみようという思いが実は私たちの中にあっただけであります。

しかし、いよいよ議会に提案をするという段階になって、それが近づいてくるようになりますと、森林環境税の必要性は認めるけども言いながら、みんなだんだんと腰が引けていく、そういう人、団体が多くなってきました。

そんな中で私たちが思ったのは、税というのはやはり力持ちの当局じゃないとなかなかやるのは大変だなと。知事という比較的県民から遠い立場の人、いつも県民に、おい、おまえとは言われぬような遠い立場にいる人が、当局であれば命令一下、組織の末端まで説明をすることができるわけですが、少ない議員が説明をしに回るというのは随分大変だなというふうに思いました。そしてまた、当局であれば日頃のいろんな、適当かどうかわかりませうが、貸し借りの中で文句を言わせぬようなものがあるかもわかりませうけども、そういうことが比較的に議員がやるというのは非常に大変に思いました。

しかし、そんな中でもやろうというふうに進めてこれたのは、実は平成5年に、和歌山県は森林県で、森林交付税というのを和歌山県のある町の町長が提案をいたしまして県議会も取り組みましたが、残念



ながら実現を見ませんでした。以来、和歌山県の森林のために公益的機能を見て広く負担をできるような仕組みをやっていこうと、そういう動きが実はあったわけでありまして、それがなかなかできなかったという思い、荒廃をしながら何とかしていかなければならないというそういう思いと、そして、この議案を提案するに当たりまして県下の比較的都市部の市では市議会の反対決議がございました。実は、私は御坊市という1人区の選挙区でありますけれども、市議会も反対をいたしました。私は実は5回連続無投票当選でありますけれども、私は、市民にも、それから市会議員の人にも信任をされてると思いましたが、好きでないなと思ってる人たちもいるんだなということも思ったわけでありまして、

議員といえば、役所の改革をするという、もうすぐに議員定数を減らせということがよく言われます。去年、実は和歌山県では新しい耐震性のある別館を造ることになりまして、議会が入ってる建物がいっぱい部屋があくことになりました。我々、頼みませんでしたけれども、事務局の方で考えてくれたのか、ある新聞に、議員の控室が今度個室になると。我々頼んでもないのに新聞にそういうふうにかかれて、結局、私は必要だと思いましたが、あきらめてしまいました。今、どうでしょうか、議員がみずからプライドを持つこともなく、何か要らんもののように自分たちのことを思ってるような雰囲気があると思うんですけども、私は今回のいろんなところで反対決議をされながら頑張ってきたのは、やはりそこでは負けられないというプライドだったんじゃないかなというふうに思っております。そしてまた、構想の最初からずっと、今はたまたま議長ですけども、逆風の中でもぶれなかった吉井議長の方も大きかったというふうに思っております。これができたら、私はもうどんな議員提案の条例でもできるんじゃないかなというふうに思っております。和歌山県もこれから大いに取り組んでいこうと思っております。

本日は、実はこの三重県議会の議会改革推進会議でこの森づくり税のことを取り上げてくださるということを知りまして、私は実はこの紀の国森づくり税というのを作りながら、もうつらい思い出があるので、もう名前を聞くと嫌な思いが実はあるわけですけども、それがトラウマになってるんですが、お話を聞いてみれば褒めてくださるということでありましたので、大変今日はうれしい思いで寄せていただいた次第でございます。

論理の話ではなく、まことに失礼と思いますが、私の思いでございます。ありがとうございました。  
岩名会長 どうもありがとうございました。

さて、それでは、今までの先生方のお話の中で幾つかの論点があるかと思いますが、1つには、課税自主権と議員提出条例の可能性。2つ目には議決機関と知事との関係。制定後の監視をどうするかというような問題ですね。3番目には議会での政策立案機能のあり方。知事との違い、知事の意見をどのように反映させていくかというような問題。4つ目には議員提出条例制定上の憲法上の問題、このぐらいになるかと思っておりますけれども、ここで会場にみえる議員の方々から一つずつの問題点について、ご意見があれば伺いをしていきたいというふうに思います。

最初は課税自主権と議員提出条例の可能性について。このことについてご意見のある方は挙手をしていただいて、そして、初めに都道府県名とお名前を伺ってからご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

どなたかご意見ございませんか。はい、どうぞ。

山本議員 ご苦労さまです。群馬県の山本でございます。

冒頭、岩名会長の方から、専制君主の課税をストップする機能としての議会の役割と今が大分違ってきているという発言があったと思います。その役割の違いの一つとして今回の課税自主権ということだと思いますが、森林環境を守るために財源が足りない、だから均一に負担を願うというそういう論旨ですけれども、まずは、知事の持っている議会としてのチェック機能をまさに十分に果たした結果むだな支出を削り、環境を守るための財源を回す、作り上げるというご努力が、私は冒頭必要ではなかったかと考えております。

もう一つ、もう1点言えば、課税をするんじゃなくて減税をするような、そういう条例の方が我々議会としてはそぐうのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

岩名会長 このことについて、和歌山県さん、いかがですか。

吉井和歌山県議会議長 何回も聞いたようなご発言で、もちろん我々もそう感じる議員も提案者の中にたくさん、たくさんというよりはありました。しかし、これ地方公共団体の最終的意思決定をするのは我々議会であると思うんです。二元制の長と議会において私は対等の関係にあってね、議員こそ、地域住民と接してる議員こそ政策決定のそういう提案をするべきだと思うんです。それら住民の利害に関係することについてはもちろん参加しなけりゃいけないというそういう義務もあると思うんです。だからこれ、税についてはいかなもんかということについてはいろいろ議論があろうと思いますけども、私はむしろ税こそ地方自治体の本旨であると思うんです。だから、これにかかわる議員がかかわらなきゃどうするんですかっていう、そういう意気込みでもっておるところの一員であります。

岩名会長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

吉川議員 千葉県から来ました吉川と申します。

和歌山の方ですね、2億6,000万円の税収、5年間ですから13億円ちょっといくと思うんですが、本音で言うとね、こういう税収ということよりも、私はこの効果としては住民が県議会なりを注目して、県議会の活性化というものについて関心を寄せてもらおうと。それと同時に、議会の中でいかに自分たちが条例というものを制定していくんだという、こういうことをやっぱりどんどん慣れていかなきゃいけないし、そして、先程大森先生でしたか言われましたように、議会としての説明責任を住民に果たしていくんだということにおいて、その効果というのは2億6,000万円とかそういう金額よりも

大きいのかなと思うんですね。

したがって、その効果というのは、この条例が制定される前と後、住民との関係は何か大きな変化があったのかどうか、そのへんのところを、和歌山の議長さんですか、よろしくをお願いします。

岩名会長 中村政調会長さん、お願いします。

中村議員 税をいただくことで山が荒れているということを県民の皆さんにお気づきをいただくという、そういう大きな目標があったわけでありまして、残念ながらまだ、すごくそのことで盛り上がってきたということはありません。しかし、2億数千万円という、そんなたくさんでない税ではありませんけれども、広く使うためには花粉症対策に使ったらどうかという意見も実は出てきております。すばらしい意見なんですけれども、実際に花粉症対策をやるというのはその額では難しいわけなんですけれども、今、健康当局などともそんな議論も実はやっておりますので、ぼちぼちやっぱり出てきてることは間違いのないと思います。

岩名会長 今、和歌山県からご返事いただきましたけれども、先生方の中でほかに何かご意見ございますでしょうか、この問題について。はい、どうぞ、お願いします。

駒村教授 ずっと気になってまして、私だけが知らないのかわかりませんが、知事さんなんかの態度というんですかね、そこらへんはどういう関係だったのかということをお伺いしたいんです。

吉井和歌山県議会議長 我々平成13年頃、三重県の条例からこれをやりたいという話で、結局15年に、自民党県議団の当時下川会長のときにこれをやりたいということで知事に提案をしております。それで、その当時和歌山県も、課税自主権の中で総務部の中でどういうふうな新たな地方税ができるかという、その検討段階にあったところであったと聞いております。

そういう中でこの森林の環境税についても議論されて、これは議会の方がやって着手しておるので、この件については知事の方は議会に任せると。そういうふうな発言をされたということを我々は聞いております。

岩名会長 ありがとうございます。

この1つ目の論点について、もうほかにございませんか。

なければ、2つ目の議決機関と知事との関係。制定後の監視をどうしていくかという問題について、何かご質問があればお願いいたします。また、ご意見でも結構でございます。

会場の先生方からパネラーの先生方に対するご質問でも結構ですので、どうぞ。

はい、どうぞ。

藤井議員 鳥取県議会の自由民主党会長の藤井と申します。

実は岩名会長の最初の発言に驚きました。議会の自律というのは地方自治法の改正と同義語だというふうに私は思っていて、知事の権限を議会に移す、それが本旨だろうと思うんです。それは非常にたやすくはないので、私は特区制度を利用すべきではないかと、こういうふうに考えて昨年の9月議会で

発表しました。私のプライオリティーだと思っておりましたところが、三重県では既にそれをやっておられたということです。

質問が3つございますが、1つは、確か大森先生がまとめられた議会改革試案というのがありますね。あの中から4つのものを取り上げられた理由。そして、その中から1つだけ認められたと聞きましたね。あとのものはどうなったかということ。それと、こういったことを各地からのろしを上げていくということが実はいいんじゃないかと。地制調はもうあれをなし崩しといいますか、つまみ食いをしてしまって、かなりいいかげんなものになりつつあるように思うんですが、そのへんについてどういうご意見がありますか。大森先生、あるいは岩名会長のご意見を伺いたいと。

岩名会長 私ども、先程開会のときにお話しいたしましたように、4項目について特区を提案いたしました。先程ご説明いたしましたように、議員が複数の常任委員会に所属できることというものだけが認められて、今、地方自治法の改正に進んでいるわけでありますけれども、他につきましてはほとんど返事がないというのが実態でございます。大変けしからん話だと思っておりますけれども、これに対して具体的な、いつ頃になったらどうするとか、こうすればこうなるとかという返事は内閣府の方からはいただいていないということでございます。

大森先生、何かございましたらお願いします。

大森名誉教授 1つだけ。今のご指摘は非常に重要でして、私どもの研究会が間もなく報告書を出します。最終というかどうかですけども、それを今印刷にかかっています。その中で1つは、地制調が出した答申及び地方自治法で直った部分についての評価及び十分取り上げていただかなかったことについてコメントを書いておりますので、少し辛口で書きました。研究会としては結論を出していますので、間もなくお目にとまると思いますので、それをお読みいただきたいというふうに思っています。

それから、ここの評価は分かれるんですけど、私は国の方も、少し善意に解釈すれば、やっぱり地方議会をよりよきものにすべきだというふうに少しずつ変わり始めてるんじゃないかと。ですから、都道府県の議員さんたちが頑張って今回実現しなかったことについても持ち込んでいただいて、さらに、後で多分私の話に出てきますけれども、議員職と呼ばれるものの位置づけについても明確な形で法律論してもらいたいという意向が皆さん方の中にございますので、国の方ももうしばらくはこれに取り組んでもらいたい、その材料は私どもの方から出したいと。そんなような心づもりのものが間もなく出ますので、ぜひともそれをお読みくださりましてご批判いただければと、そう思います。

岩名会長 それとですね、先程どなたか先生がおっしゃってましたけれども、こういうふうに例えば議長の下に附属機関を置いてはどうかという問題についても、認められていませんけれども、だめだという規定もないわけでして、そういうところから私どもは議長の下に公営企業事業の見直し検討をする諮問機関を設けたわけでございます。そうしますと、どっかから文句が来るのかなと思っておりましてけれども、何の文句もございませんので、どんどんやっていけばいいんじゃないかなというふうに思っ

ているところでございます。

ほかにもございませんか。

それでは、どうぞ。

玉井事務局長 失礼します。兵庫県議会事務局の玉井と申します。先生方のご発言がないようでございますので、1点ちょっとお尋ねといたしますが、したいことがございますが、私、この4月に何年かぶりで議会事務局の方へ戻ってまいりまして、兵庫県議会はおろか全国の議会の状況もよくわかりません。あるいは的外れかもわかりませんので、そうであればお許しをいただきたいと思っております。

本日こういう会をお持ちをいただきました三重県議会の先生方に、大変ご苦労が多かったと思っております。感謝申し上げますご質問申し上げたいと思っておりますが、実は兵庫県議会でもこの3月の定例会におきまして、基本計画条例というふうに申しておりますが、知事の総合計画の制定あるいは執行状況について条例を制定いたしました。これにつきまして、私、議会に戻ってまいりましてこの数日説明を受けまして非常に驚いたというか、びっくりしたことがございます。

先程三重県さんのお話あるいは和歌山県さんのお話をお伺いしまして、実は今までですと、議会の側の条例制定と申しますと実際は議員の先生方が本会議、常任委員会、特別委員会等で質問あるいは意見開陳、あるいはインフォーマルな形での意見表明等によりまして知事の側がその意を受けて執行機関として条例制定を行う、それによって政策実現ということが多かったのではないかと申しますけれども、このたびのように、例えば紀の国森づくり税条例あるいは基金条例というふうな形で条例制定されました際に、当然議会の側に制定する側の意思、通常ですと公定解釈というふうなものがあると思っておりますけれども、先程もこの条例についての執行、手続、規則等についてどのようにして議会の意思を浸透させるか、ルール化が必要だというお話がございました。あるいは、規則以外にも実施細則のような事務手続について当然、執行機関としては定めると申します。あるいは、一たん条例を作りますと、その制定・改廃、必要があれば当然手直しが必要でしょうし、場合によっては廃止も必要でしょう。

そういう場合に、一たん議会の側で議員提案によって作られた条例について知事の側が改正をされるというふうなことが、ないわけではないと思っておりますけれども、あるとすればどうするのか。議会の構成も変われば、そのあたりの改正ができるかどうか。判断をどうするのか。一番の問題は、そういう条例を作りました際に、普通、知事の側が条例を作りますと、所管課と申しますか、例えば県税条例であれば税務課です。基金条例であればどこかそういう基金をする所管課があると思っておりますが、実際にこの条例を作られた県議会、あるいはその案をいろいろサポートされた議会事務局の側の考えというのは非常に強くあると思っておりますが、どういう形で執行機関の側に伝わって、どう実現するのか、先程のお話のとおりでございますけれども、その所管課については、和歌山県さんの場合は例えば県税条例は税務担当課所管でしょうか、それとも、これはやっぱり議会で作られたんで、その部分については県議会、といひましても合議体の議会では無理だと思います。当然、提出された議員の先生方でも無理だと思

ますので、じゃ、議会事務局が持つのかという格好になると思いますが、実際にそういう所管の部分について、先程の制定・改廃、あるいは規則制定というふうなこととあわせてどのようにしておられるのか、お教えをいただければありがたいというふうに思います。

よろしくお願ひいたします。

岩名会長 はい、お願ひします。和歌山県さん。

中村議員 議会事務局が主に我々の事務をサポートしてくれました。税務当局、そしてまた林業当局と密接に実は相談をしながら、いろいろアドバイスをもらいながら他府県の例を参考にいたしております。

それで、条例を我々制定いたしました、その提案をするとき、そしてまた議会での答弁などで、この設計をした思想、それから運転の仕方、そういったことも実はあわせて答弁をいたしております。そして、今、もっと細かい具体的な使い方につきましては、今度できた条例をもとに税務当局が県民の意見を聞くための手続の準備をしてるというふうに聞いております。

岩名会長 ありがとうございます。

襲田総長、何かコメントはあります。簡単にお願ひします。

襲田事務総長 はい、簡単にしますが、要するに議会の活性化の一手法だということ中には、今のように、条例を作った後いろんなフォローを、例えば常任委員会の所管事務調査の充実という形でやったり、あるいは監査とか評価というところを、特に議会が提案し、決めたものについてはより集中的にやるとか、いろんな議会の持つる権限、手法を駆使してやっていけばよいというのが1つと、それから執行部とどういう機能分担、切り分け、役割分担していくかというのは、ここはまさに運用の妙ですね。政治と行政の分担・協力のシステムというのはいろんなバリエーションがあるし、そこはお互い十分相談して、その地域、県に合ったやり方を開発していけばよいと私は思います。

以上です。

岩名会長 ありがとうございます。

それでは、3つ目の論点に入ります。

議会での政策立案機能のあり方、知事との違いということでしょうか、知事の意見をどう反映させていくかという論点について、ご意見があればお願ひいたします。

はい、お願ひします。

柿沢議員 東京都議会で民主党の政調会長をしております柿沢と申します。2つございます。

一つは、地方議会の政策立案能力を高めるという意味では確かにいろんな機能を強化することが必要だと思いますけれども、市民からの例えば直接請求権という意味では、例えば請願ですとか陳情、こうしたものについての取扱いのあり方、これをもう少しいろんな意味で整備をしていく必要があるのかなというふうに思っております。今の都議会の現状を見ますと、請願などは、いろんな要望事項を持って

る人たちに署名集めをしてもらって自分が紹介議員になって何となく顔を立てると。それで判断のしにくいものは例えば保留や継続審議にしてですね、とりあえず努力はしたよというようなアリバイ作りのためのものにややもするとなっているような気がしております、本当にこの団体やあるいは市民の側から提出をされた要望や政策的な提案というものをどのようにして取り扱うのかということを議会が主体的に考え、議論をするものになっていないような気がいたします。

この請願や陳情の取扱いについて、それぞれの都道府県議会で取扱いのあり方が違っていると思いますので、そういう意味で、うちはこうやってるよということも含め、また制度論の上でどうなっているのかということも含めて、どなたかにお答えをいただければと思います。

もう一つは、議会事務局の独立性の問題でありまして、先程も兵庫県議会の事務局に久しぶりに戻ってきましたという言葉がありましたけれども、こうして執行機関の知事部局と議会事務局とを行ったり来たりして、議会事務局でかわいがられると次には出世ができるとか、そんな形で今議会事務局の存在が存在してしまっているということが果たして本当にいいのかどうか。採用の面から、本来、議会の職員というのは知事部局から独立して存在すべきだという議論もあり得るわけでありまして、こうしたところについて、知事部局から独立をして政策立案のサポートをするという機能を持たせることによって、さらに議会の政策形成能力というのは高まるという部分もあろうかと思えます。そうした点について、どなたかご意見や、あるいはお考えがあればお聞かせをいただきたい。

この2点でございます。よろしく申し上げます。

岩名会長 ありがとうございます。

駒林先生、いかがですか。よろしいですか。最初の方ですね、請願・陳情について。

駒林教授 私も全然わかりませんので、お答えできないという感じはいたしますけれども、請願・陳情をそのまま受け取るだけではなくて、さっきの政策形成の方につなげていくのであれば、ここから次のステップ、つまりその請願・陳情の内容を議会として結局何かの政策につながっていくのであろうかなという感じはしております。そこまでのただ単に請願を受け付けて、あるいは陳情を聞くだけということであるならば今までどおりでしょうけれども、その次のステップをどうしたらいいのかということを考えていただきたいなと思っています。その政策化というのか、そこまでいけるものなのかどうか、あるいは全くそうでないもの、いろんな雑多なものが出てきていると思われまますから、ただ単に、さっきお話があったように紹介議員あるいは会派でとにかく受けて通すと。それで両方の顔が立つという、そういうところだけでは余り意味がないのではないのかなという感じはいたします。

岩名会長 じゃ、補足説明を大森先生お願いします。

大森名誉教授 私どもの今回打ち出す報告書の中にこれが書かれてまして、現在、地方自治法は請願をどうやって処理するかという手続が書いてあるんですけども、議会に対しても首長に対しても、これをどうしたかということの説明を義務づけてないんです。ですからこうなってるんです。これは法的に

不備があるので、やっぱり誠実に処理することを法的に義務づけるべきだと思うんです。

それが一つと、もう一つ、私どもが悩んで今回は事実上見送ったんですけども、紹介議員制は私は廃止すべきだと思うのです。今のような実情もございまして。ただし、紹介議員がなくなると、やたら来て、大変になるというのです。議長さん及び事務局が大変なので、何とかせよというご議論もございまして、この問題も含めましてきちっと法的な措置をとるべきではないかと考えてまして、できるだけそれを働きかけていきたい。そのことによって、今のご疑問の相当部分はある程度解決していくんじゃないかなというふうに思っています。

岩名会長 ありがとうございます。

それでは、2つ目の事務局の独立性の問題について、妹尾先生、何かご意見ございませんか。

妹尾教授 さして深く考えてはないんですが、松山市議会の事務局長は、去る3月31日で市役所を定年退職されましたが、採用以来ずっと議会事務局でした。これは逆に言うと、もう特異な例外ですよ。しかし、そういうことを例外のまま受け入れてはいけないんだろうというふうに思います。

先程来のお話で、議会事務局でお覚えがよろしければ出世をするんだと。出世したって、たかだかしかれてるんだということを実に議員の皆さん方からレクチャーする方が大事ではないかというふうに思うんですが、それよりも何よりも、政策立案能力の有無であるとか、あるいはその強弱であるとかいうことをチェックするような、そういう競争選抜試験等々を課すべき部分はあるかと思うんです。かつて慶應義塾大学を筆頭に行政学の先生方などが主導されて、一連の総合政策学部なる学部が続々と作られました。総合政策学部というか政策関連学部の卒業生がいかなるところで飯を食ってるのかということを追って、それを全国的に共有する必要もある。つまり、国家公務員の一種以降、そういう受け皿が完全に整備されてるとは私は言いがたい状況にあるんじゃないかというふうに考えております。

特に、法律職云々ということであればイメージがわきやすいんですが、そうでない、もう少し実践的な、それこそ議会機能とかあるいはその機構であるかということについて一定の知見を持った者を職員に登用するというシステムが日本全体に定着をしないといけないし、その上にさらに、首長部局で採用した人材を議長部局が借り受けてるとこの環境がそもそも自治体議会の置かれた実情を如実にあらわしてるんだろうと。昨年の1月、四日市でも申し上げたと思うんですが、現行法の枠組みの中では、自治体議会はどうか考えたってそれぞれの自治体の内部機関にすぎません。そういうところから、三重県議会ご自身が二元代表制というふうな命題を掲げられて、それに向けて活動をされてる、これが目を引くということでもあります。

要するに、その自治体議会みずからの置かれた部分（法的位置づけ）が、本日ご列席の議員の面々にも正確にはご認識できてないのではないかという不安を感じるわけです。先程和歌山県議会の議長の方から、議会は知事部局の財政をチェックしてとかというご質問のときに、議会こそが議決をすることによって最終的な自治体の団体意思を形成するんだというふうに言及をされました。そのとおりですが、



それがどうも共通認識として持たれていない、そのへんが私自身は決定的に寂しいということです。

つまり、人事云々ということに特化をするということになるかもしれませんが、要するに自前のアイデア、自前のデザイン、ある具体的なテーマが出されたときに、それについて対抗軸といたしますが、首長さんのデザインするものに対抗すべきものが即座にできないというのは、要は事務局のサポート体制もさることながら、議会ご自身の自律性にまだ温度差があるからだろうというふうに考えております。

したがって、その議会事務局の人事をどうするかということだけがひとり歩きをするのは、ちょっとどうかなという気は正直しております。

すみません、長くなって。

岩名会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

吉川議員 先程の千葉県議会の無所属の吉川と申しますが、今の議会事務局の件なんですけどね、あと、知事と議会の方ですね。これ政策立案といっても知事部局には何万人もいて、議会の方には議会事務局また議員、数で見ても、予算で見ても、もともと対抗できない仕組みが原則にあるわけですね。でも、だからといって投げてるんじゃないくて、例えば去年、私はコスタリカに行っただけで、サンホセの市議会などは各会派に弁護士を2人つけなきゃいけないと。その予算は執行部できちんと確保しますよと。こういう政策法務の部分が非常に地方議会でもきちんとしてるなというのを感じたんですね。

そういう部分では、各県議会の、やっぱり柿沢さんが言われたように、議会事務局が執行部と行ったり来たりするというのは、ある意味では執行部が何考えてるのか、また執行部のノウハウなりが議会の中に反映されれば良いと思うんですが、ところが、場合によっては執行部の方に軸足を置いて、私たちが何か資料請求しても執行部と一緒にここまできかせないというようなことになると、これは問題だと思うんですね。今日は千葉県議会の事務局も来てますから、千葉県議会の事務局はそういうことないということで。

しかしながら、今の現行法で、地方自治法の中で、議長は議会を統理するってなってますね。この統理という意味合いの中で、先生方の解釈をお聞きしたいんですが、議会の議長というのは議会事務局の人事権をどこまで持っているのか。そして場合によったら、私、関東議長会とかある一定の区域の中で議会事務局員を議長が採用してですね、その中での異動とか人事交流、そして政策法務の強化をするということも、自治法をいじくなくてもできるのではないかと考えてるんですが、そのことについて、先生方、法学部のお偉い先生方ですので、お一人ずつちょっと見解を聞かせていただけたらと、こう思います。

岩名会長 じゃ、村上先生お願いします。もう一人ずつ伺ってる時間がありませんので、ひとつ代表

してよろしくお願ひします。

村上教授 先程のご質問、簡単にちょっとずつお答えしてよろしいですか。私もちょっと意見があったんで。

1つは請願云々の件ですね。私は、住民の声を表舞台に出すという、その制度としての一番効果的なのは条例の制定改廃請求だと思ふんです。ただ、あれはやはり50分の1とはいへども、かなり請求される方にとっては大変な負担が伴います。それに対して、請願とか陳情というのは、議員さんの紹介が必要としてもお一人でもできると。その間に議会での扱いにはかなり格差があり過ぎると。私は、その中間ぐらいをとってですね、一人では先程たくさん出るから大変になるということをおっしゃられました。だからある程度、1%なのか0.5%なのか、もう少し下げて、しかしそれが議会上がれば、例えば住民の意見聴取をするとか意見を言わせるとかというような形で、もう少し住民に優しい、住民が簡単に、簡単といってもある程度のハードルはあってもいいですけども、政治の舞台に自分たちの意見を言えるそういう手続を整えた方がいいというふうに1つ思ひます。

それから2番目に、専門スタッフで、今のお話もそうです。どこまで人事権があるかというご質問でしたけど、私はどこまでというのはわかりません。私は、議長に議会事務局の人事権があると思ひております。それが知事部局との人事交流という名のもとに、それはいいことかもしれませんが、有名無実になってるといふのは極めて問題であろうというふうに考へております。

ちょっとこれ私どもの業界の宣伝になって恐縮なんですけども、そのときに専門。私はだから議会の方から必要な人ととれるというんでしょうか、これはもちろん知事部局からとれるいいんですけども、そういう枠を作って外からもとれるというようなそういう予算を組めるように、やっぱりこれは知事部局と一緒に考へていく。それが双方お互いにまちづくりに貢献していくことだと思ひます。

それで、私の業界の話と言ひましたのは、実はロースクールの修了生のことなんですけども、ご承知のとおり、今年には約5割の合格者が出ますけども、来年からは2、3割しか出ません。せっかく法律全般を勉強して、しかも訴訟を実務まで勉強して、3回しかチャンスがありませんで、それ落ちたらもうどこに行くかわかりません。どこにも行きようがありません。ぜひこれ。先程、政策法務能力を持った専門スタッフというようなお言葉もありました。ひとつそういった枠をですね、そういうのも作って、これは各県それぞれありますのでね、考へていただくのも一つの手ではないかなと。

ちょっとすみません、以上です。

岩名会長 どうもありがとうございました。

それでは、4番目に参りたいと思ひます。議員提出条例制定上の憲法上の問題。先程、村上先生からのご提案のあった分ですが、このことについて何かご意見、ご質問ありましたらどうぞお願ひします。

はい、どうぞ。

横田議員 宮城の横田と申します。

憲法上の問題まではいかないんですけども、宮城で議員提案が多いということもあって、その後、議会改革の検討委員会の中でも議員提案のあり方をどうするべきかという、小委員会での検討もしたんですが、分析してみますと幾つか気がついた点がありまして、言葉を着せないで言わせていただきますと、1つの事例としては、当局、これは別に知事部局だけでなくて教育委員会であり、警察なり、そうした当局の意向を踏まえて、あるいは代弁して、当局がやるよりは議員提案してもらった方がスムーズに通るんじゃないかと。簡単に言えばそんな思いで事実上、議員提案という形態をとったのが幾つか見られたという結果ですね、1つは。

それからもう一つは、そういう中で議会の仕組みの中で見ますと、例えば既にいろんなやり方ありますけども、委員会ベースでの議案の研究会、条例の研究会をずっとやってきますと、委員の懇談会、各常任委員会の懇談会ではみんな一致して提案するわけですから、正式の常任委員会に提案したときはもう成立なんですね。これでいいのかという問題が1つありました。それで、少なくとも条例案が作られるまでに時間をかけて懇談もし、研究もすると同時に、その間に県民に対するパブコメもやると。同時に、条例案ができてから必ずパブコメやろうと。もう一回、つまり正式の条例案ができた段階からが審議なんだと、こういう姿をとっていかないと、つまりいろいろ頑張ってきたのがみんなもう議会の中で作り上げられちゃって、議員の目には、あるいは議事録にも残らないまま条例案が作られてしまうという、こういう結果になってることも気がつきました。

したがって、今そこいらも含めて、条例案ができてから必ずパブコメやって、一定期間、県民の意見を受けてから最終的に本会議、常任委員会にかけて、その審議経過をできる限り、可能な限り県民に見えるようにしようじゃないかと、こんな方向で今制度を一步一步作り上げてるとというのが現状かなというふうにしてましてね、やっぱりいろんな意味で県民との関係での議会という、ここのかかわりについてはもっともっとやっぱり試行錯誤が必要なのかな、なんて思いをしておりましたんで、そのへんもお伺いしておきたいと思います。

岩名会長 これほどなたかお答えいただけますか。

駒林先生、どうですか。お願いできません。

駒林教授 今お話があった立案、要するに条例案の固まったときは、そこからが正式な審議であって、その前の要するに立案段階というんでしょうかね、立案段階を透明化すべきではないかというお話だと思っんですけどね。もう議会はまさしく公開と討論ということが原則ですから、まさしく公開という側面を考えますと、そのものをこういう具体的な、各派の委員会とかいろいろ集まったところもあるんでしょうけど、そういうところのものまでオープンにしてしまうというのは非常にいいことではないか。したがって、その段階でパブコメを入れるという二段構えというんでしょうかね、それは非常に望まれることではないかと。時間はかかりますけれども、むしろ時間をかけていいものを作ることが望まれるわけですし、さっきの話も、千葉県の方から、かなり力量が事務局と一般の執行部と違うという

ことで言われているわけですから、そこで議員さんが自分で非常に頑張ってやらなきゃならない部分がある。そのために政務調査費もついているんだということであれば、いろんなことに使われてる可能性もありますが、むしろそういうところにどんどん使っていただいて、かつ、それをオープンにするということがトータルで議会の活性化につながってくるのではないかとということで。

ちょっと横にそれですけども、私も議会の事務局の独立性というのは非常に難しいところだと、人事権も含めて思っております。余りそこにこだわっちゃうと、職員がその自治体全部のことが見えてこない。やっぱりいろんな経験を踏まえてあっち行ったりこっち行ったりということが非常に重要で、その部分の資質が結局、議員が政策条例を作るといったときに役立つということがありますから、ある意味、生え抜きの方でいいのがとればそれはいいんでしょうけれども、しかし、なかなかそれは難しいんじゃないか。この情勢にあってはなかなか難しいので、余り人事を硬直させるというのは反対の立場であります。

ただ、恐らく普通の一般の行政の職員は、議会の方に回されたというかそういう意識を何か持っていることは恐らくまだあるんじゃないかなと。余り、いいところに転勤しましたというイメージが多分ないんじゃないかな。それは私もずっと昔は大阪府庁に勤めておりましたから、そんなところに行くということはイメージは余りなかったような記憶があります。行政職員というのは、やっぱり行政のところで一生懸命やるんだというのがあった。やっぱりちょっと全然異質のところに行くというそういうところがあって、その場合に職員のモラルですね、士気がどうなんのかなというのがちょっと気になるころでしてね。むしろ行ってよかったと。モラルが上がって士気が上がったというふうにするためには、やっぱり議会の、またある意味では議員さんがどれだけ一生懸命政策に活動してるかということがやっぱり影響するんじゃないかなということで、議会事務局の職員の問題というのは、やっぱり妹尾先生がおっしゃったように、その議会の議員の、あるいはその議会そのものの方向性とか活動に大きく影響するんじゃないかなという感じはしております。

ちょっと余談ですが、申し訳ございません。

岩名会長 ありがとうございます。

議提条例の数が全国的に年々増えてきていることはまことにご同慶にたえないところでございますが、ちょっと特異なといいますが、そういう条例もあるようですので、ちょっとここでご紹介したいと思うんですが、鳥取県議会さんでは、片山知事の提出してきた条例案を否決して、その後、議会が修正して議提条例を出されて可決をされたということを聞いておりますが、これ人権条例か何かではなかったかと思うんですけれども。このことについて、これに携わられた自民党の政調会長さんがおみえになると伺ってるんですが、ちょっと簡単にご説明いただけませんか。

鳥取県議会議員 私が手を挙げておりましたんで。同じ鳥取県の者ですから、誰がマイクを握っても同じでありますから。申し訳ありません。

最初に大森先生と妹尾先生にちょっとですね、先程から腹の虫がおさまらないんでありますが、議員が監視したり牽制したり批判する程度のことでそれで議員たる資格があるのか、存在価値があるのかというような意味の発言がございましたが、そんなことはございませんし、また、批判したり監視したり牽制するのが議員の議会の大きな三大役割であります。

鳥取県では、皆様ご存じのように、知事の提案した条例、人権条例だけじゃなくていつも否決をしたり、それから修正をしたりやっておりますし、また、議員提案の条例というのは平成12年から人権条例まで8本制定しているわけです。もちろん修正したりなんかのは入れませんし、内部的な条例のことは言いませんが、非常に活発に条例提案も否決も予算の修正も一生懸命やっております。知事ばかりが目立っておりますが、議会がしっかりしてるから有名になるんでありまして、議会を無視して評価してほしくない。鳥取県というのは、小さいながらきらりと光っているのは議会の存在が大きいからであるということを諸先生方にぜひご認識をいただかないと、何か報道関係の皆さんが今日は議員の研修会みたいな感じで、議会改革というふうな本当にその目的を逸脱してんじゃないかなと思って情けなく感じておりました。

人権条例のことですが、一昨年、知事提案で提案されました。非常に内容がずさんでありましたので、議会が英知を絞って昨年の12月に可決制定いたしました。今年の18年6月1日に施行という条例でありました。しかし、運営するに当たりまして運営規則を作らなきゃいけない。ところが、その運用規則を作ろうとするのに、弁護士の皆さんが今のこの条例では憲法違反になると、村上先生、こう言うわけです。そんな憲法違反になるような条例を作った覚えはないんですけども、専門家を見るとそういう部分があるのかもしれないということで、一応6月1日の施行を延期した、一遍中止したんでありまして、今、知事が、今度は自分がまたもう一遍自分たちで一生懸命執行部提案でいい条例を作って提案しますからぜひお願いしますと、こういう今、状況なんであります。非常に有為転変といえますか紆余曲折がございますが、それぐらい議会と執行部がしっかりやったらば議会もおもしろい、それから県内もおもしろいというのが鳥取県でありますので、何かご不審の点があったらいつでもおいでいただきますようにお願いします。

岩名会長 ありがとうございます。

鳥取県の方ですか。はい、どうぞ。

鉄永議員 鳥取県の鉄永と申します。今日までの条例にかなりかかわってまいっております。

それで、先程請願・陳情もありましたし、議会の議員の議場での発言、委員会での発言、これらを実は知事が拒否する、あるいは法律に照らしてグレーゾーンという場合にどうするかということでありますが、我々は、ここに今日お二人来ていらっしゃいますけども、知事ができないと言ったものを2本実は条例制定をいたしました。

ひょっとしたら憲法違反かもわからないという思いはあります。ですけども、我々政治家ですから、

要は県民何百人が命が助かったりすることであれば堂々と受けて立つ、こういう意気込みで我々議会をやってます。したがって、簡単な条例からやっていけば、我々の発言一つ一つをとれば条例はできてくるんじゃないかと。それは執行部に議会がやらせるんだという意気込みを私どもは持つべきだと。そういうことでいいますと、どうも先生方、もうちょっと調査をしていただけたらありがたいと、このようにつけ加えて補足といたします。

岩名会長 はい、女性の方、どうぞ。

鳥取県議会議員 また鳥取県で申し訳ないですが、今日はもう鳥取県が全部ちょっと目立っちゃいましたけれども、女性が一人も発言がないので、一言させていただきます。

実は人権条例に関してちょっと絡めて言いますが、知事との対話をどうしてるのかというようなさっきの提案がありましたけれども、例えば人権条例にしますと私自身は非常に問題があるということで、ここにおられる浜田議員と2人で反対をしてたんですが、その後、一応議員で可決されまして。かといって執行部が、これは嫌いだから執行しないと、気に食わない議員がやったから実行しないとというわけにいきませんので、基準をきっちり考えられたと。ただし、執行するに当たっては弁護士さんの協力を得られないとだめだということで今の状況になってるわけなんです。

この経緯からいいますと、私、実は反対しましたけれども、その後、2月の議会でも本当に議論がありました。知事は、できません。今の状況ではできません。なぜできないんだということを何人もの議員が立って何度も何度も議論をしました。これが鳥取県議会の姿かなと。私は新米の1期目の議員ですけども、片山知事のもとで初めて議員を始めましたので、これが当たり前なのかなということを思っています。何でもかんでも、議員がお決めになることですから、議場で最後にお決めになることですからということで、ボールはこちらに返ります。たとえ増税であろうと減税であろうと、私たちの意思はどうだということを問われるわけですね。ですから、それ一つ一つに対して答えていかなければいけないという責任を、一人会派ではありますけど頑張ってるところです。

鳥取県議会の宣伝に半分ぐらいなっちゃったのかもしれませんが、人権条例はまだこれからだと思いますが、非常に議論というのは議場でやると私は思って、そういうふうに訓練されてきたかなというふうに思っております。

岩名会長 鳥取県のご活躍ぶりがよくわかりました。

岩手県さん、どうですか。何かここで発表していただくようなことございませんか。どうぞ、お願いします。ザ・グレート・サスケさん、よろしくをお願いします。

ザ・グレート・サスケ議員 岩手のサスケでございます。

発表というほどでもないですけども、我が岩手でも、昨年の11月の定例会でいわゆる森林税を、これは知事の提案ですね。私は過半数近くを占めてる最大会派の中の一人なんですけども、もう私一人最終的に反対しまして、私一人と、あと共産党の先生1人と2人で反対したんですが、最終的には本会議で

すね。私はやっぱり安易な増税はやめるべきというスタンスだったんで。でも、森林税はついに可決してしまいました。

あとは、議員提案、議会提案ということでいえば、2年前に何十年かぶりに岩手もやっと条例を策定しまして、これはプレジャーボートの関係の条例だったんですけども、今後もどんどん議会提案で条例を作っていきたいなと思っております。

先程コスタリカのご意見ありましたけども、やはり弁護士をつけるということもよろしいのじゃないかなと思いますし、そんなところでございます。

岩名会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

萩原議員 長崎県の萩原といたします。

紀の国森づくり税条例ですね、先程のご質問にお答えになられまして、作るきっかけを作ったというのは、これなかなか難しいから知事提案じゃなくて議会の方でやったらどうなのかと、こういう知事のご発言があったかのようにお聞きをいたしました。

そこで、先程から議論になっておりますこの政策提案条例と、そして知事との関係、ルール化ですね、ここの中において、本当に議会がこの問題を一致して議会全体としてまとめるならば、条例を出せばそれが必ず通るわけですので、議会がある程度主導できるというふうに思っております。

したがって、私が和歌山県の議長さんにお尋ねをしたいのは、この条例を作って知事との関係がどういうふうになったのか。今後こういう格好でいろんな条例が議会の方から提案をされるとすると、これちょっと執行部としても困るよと、こういうふうに思っておられるのか。いや、そうじゃなくて、お互い競い合おうやと、こういうふうに思っておられるのか。そこらへんを憲法上の問題からもどのように、最低限ここについては議会としてもルールを守るべきじゃないかと、こういう点についてご教示いただければと思っております。

以上です。

岩名会長 ありがとうございます。

じゃ、議長さん、お願いします。

吉井和歌山県議会議長 知事ができないから議会でやってくださいと言った、それは違います。議会の方から、これは議員提案でやらせてくださいと、そういう申し入れをして、知事は、そうであれば結果はどちらも住民の代表であるんだから一緒にやりましょう、議員提案でやってくださいと、こういう話であります。

それから、議会は知事が提案してきたものについてどうするのかということ、長と議会の関係ですね、これについては私は、自治法上、議員は長に対して弱い、本当に弱いと思うんです。議決できるのは15項目に限られてますしね、15項目に。それ以上やろうと思ったらまた新しい条例を作らなきゃでき

ないわけなんです。知事は何でもできるんです。だから、予算についても議会は多少の修正しかできないわけですね。骨格的な提案は今のところできておらないと思うんです。だから、議員はこれから、私はもっともっと予算についても根本的にこういう予算にせえというような条例を作っていくべきだと思うんです。その意味では、長と議会の関係というのはこれ真剣勝負の緊張感が物すごく出てくるように、議会改革をすればね、そういうふうだと思うんです。

ただ、和歌山のことを誤解しないでほしいのは、知事がやる気がなかったのではなくして、やりたいから議会に任せたと、そういうことであります。

岩名会長 どうもありがとうございました。

大変熱い議論をたくさんいただきまして盛り上がっているところでございますけれども、この意見交換会の予定時間も迫ってまいりましたので、ここで皆さん方の今日のご議論を総括していただきまして、大森彌先生に最後のお話をお願いしたいと思っております。

先生、よろしく申し上げます。